

処事態」とがあり、いずれも「国家的な危機」である。

いずれの事態が起こるにせよ、その事態が起こり、被害が発生するのは、国や都道府県のレベルではなく市町村レベルだ。最初に現場で事態に対応する当事者は国でも都道府県でもない、第一当事者(first responder)は市町村の首長であり、その地方自治体に勤務している警察官や消防官だ。

自衛隊が直ぐに現場に来るわけではない。事態にもよるが、例えば20万から30万人の大量難民が日本海側の北陸四県の海岸に渡って来るような事態も、難民と市民との間で何が起こるか分からず、緊急処理事態の一つかもしれない。その場合、国がその事態が起こったことを知るに至る事実確認、閣議召集、対処方針の決定など、必要最小限の過程を経なければならない。どんなに速くしても三時間はかかる。

この決断を伝えられた都道府県の保護措置が、国民保護法に沿って整齐と動きだすまでには、さらに三時間はかかる。難民が上陸してくる現場の市町村長は、少なくとも計六時間、これは「魔の六時間」とも言われるものだが、自分の判断で当面の対処をしなければならない。

国民保護法の最も難しい点は、まさにここにある。市町村長は、このようなとき、都道府県知事ならどう判断するかを予測してフライイングすることになる。さらに

都道府県知事は、このようなとき政府ならどう判断して指示を発するか予測して事前に手を打つ必要がある。

要するに、国と都道府県と市町村の三者が「阿吽の呼吸」で市民を護るための措置を講じなければならない。阿吽の呼吸は、三者が大量難民襲来のシナリオや大量交通機関の同時多発テロのような「共通のシナリオ」に基づいて、日頃から訓練を励行することによって初めて培われる。法律は成立したが、それが実効性を持つまでには何年もの不断の努力が必要であることを、我々は認識しなくてはならない。

7. むすび

東京都は、他の府県と異なって、首都として国家機能が集中していることから、自然災害だけでなくテロの発生も考えておかなければならない。そのため、国民保護計画の作成と連携して、化学テロ、生物テロ、放射能テロについてシミュレーション訓練を実施してきた。

自然災害に対する危機管理であろうと、国民保護事態に対する危機管理であろうと、自治体が行うことに大きい違いはない。要は、不断の努力によって県民の生命と財産を護ることである。

自治体を大地震、大津波が襲ったとき、あるいは大規模な事故や事態に直面したとき、知事や市町村長のリー

